**廃止・休止・再開届　【必要書類及び届出方法】**

**■ 届出について**

・届出の期限は、**廃止・休止届**は、廃止・休止予定日の**1か月前まで**となっています。**再開届**は、**再開前**にご連絡ください。

**■ 提出書類及び届出方法（以下のとおり）**

・届出方法はすべて**郵送**になります。※届出の写しを希望する場合は、返送先住所・宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

**■ その他留意事項**

・届出書類は**サービス毎**に作成してください。（ただし、介護予防サービスとの併記は可）

例１ 「訪問看護・介護予防訪問看護」→ ○

例２ 「福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売」→ ×

・休止中に指定の有効期間満了日を迎える場合については指定の更新が出来ませんのでご注意ください。なお、この場合、休止期間の終期は有効期間満了日までとなります。指定の効力を更新するためには有効期間満了日までに指定基準を満たし事業再開(再開届を提出)した上で更新申請を行う必要があります。

・介護予防・日常生活支援総合事業の廃止・休止・再開届書は様式が異なりますので、ご注意ください。

・資格証等の「写し」となっている書類について、申請者の代表者名での原本証明は**不要**です。

**◆ 休止・廃止・再開届に関する提出書類一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **届出内容** | **提出書類** | **留意点** |
| **廃止届** | **①廃止・休止届出書（様式第二号（三））**  **②利用者に対する措置状況（任意様式）※1**  ・廃止に際し利用者○人に対して、どこの事業所へ引き継いだのか等記載してください。  ・利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。  **③指定書（原本）**  ※③が提出できない場合は、④⑤を提出してください。  ④指定書（原本）を提出できない理由書  ⑤法人の印鑑登録証明書  **⑥老人福祉法に基づく届出書**  ※次ページ別表で必要書類を確認してください。 | ・補助金等を受け開設した事  業を廃止する場合は、当該補  助金の精算手続きが必要となることがあります。  ※1廃止・休止届出書(様式第二号（三）)の「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は不要。 |
| **休止届** | **①廃止・休止・届出書（様式第二号（三））**  **②利用者に対する措置状況（任意様式）※1**  ・休止に際し利用者○人に対して、どこの事業所へ引き継いだのか等記載してください。  ・利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。  **③指定書の写し**  **④再開に向けた取り組み計画書（任意様式）**  ・休止の原因となった状況を６か月以内にどのように解決し再開するのか等を必ず記載してください。  **⑤求人票の写し**  ・休止の原因が従業者の退職によるもの等で、再開に向けてハローワーク等に求人募集をしている場合に「再開に向けた取り組み計画書」に添付してください。  **⑥老人福祉法に基づく届出書**  ※次ページ別表で必要書類を確認してください。 | ※1廃止・休止届出書(様式第二号（三）)の「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は不要。 |
| **再開届** | **①再開届出書（様式第二号（五））**  **②付表（再開するサービスに対応したもの）**  **③資格証の写し※未提出分**  **④勤務形態一覧表（再開するサービスに対応したもので、再開日から４週間分、従業者全員分で作成）**  **⑤運営規程**  **⑥変更届出書類（様式・添付書類） ※2**  ※休止の内容によって、その他必要書類を求める場合があります。 | ・必ず**再開前**に届け出てください。  ※2休止時以降、管理者等の人員や営業時間等の運営事項に変更がある場合は再開届と同時に当該変更届が必要です。 |

**別表　（老人福祉法に基づく届出書）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **老人福祉法上の事業名** | **サービス種別** | **必要書類** |
| 老人居宅介護等事業 | 訪問介護、第1号訪問事業  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  夜間対応型訪問介護 | **老人居宅生活支援事業廃止等届出書** |
| 老人デイサービス事業  （特養その他の施設と共用する場合） | 通所介護、第1号通所事業  地域密着型通所介護  （介護予防）認知症対応型通所介護 |
| 老人短期入所事業  （特養その他の施設と共用する場合） | （介護予防）短期入所生活介護 |
| 小規模多機能型居宅介護事業 | （介護予防）小規模多機能型居宅介護 |
| 認知症対応型老人共同生活援助事業 | （介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| 複合型サービス福祉事業 | 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） |
| 老人デイサービスセンター  （単独で設置） | 通所介護、第1号通所事業  地域密着型通所介護  （介護予防）認知症対応型通所介護 | **老人デイサービスセンター等廃止等届出書** |
| 老人短期入所施設  （単独で設置） | （介護予防）短期入所生活介護 |
| 特別養護老人ホーム | 介護老人福祉施設  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  （市町村、地方独立行政法人が設置） | **特別養護老人ホーム廃止・休止届出書** |
| 特別養護老人ホーム | 介護老人福祉施設  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  （社会福祉法人が設置） | **特別養護老人ホーム廃止・休止認可申請書** |

備考

〇廃止・休止届に係る介護保険法根拠条文について

指定居宅サービス事業者　第75条

指定地域密着型サービス事業者　第78条の5

指定居宅介護支援事業者　第82条

介護老人保健施設　第99条

介護医療院　第113条

指定介護予防サービス事業者　第115条の5

指定地域密着型介護予防サービス事業者　第115条の15

指定介護予防支援事業者　第115条の25

※地域密着型指定介護老人福祉施設は「廃止届」ではなく、「辞退届」となります。なお、指定介護老人福祉施設は休止できません。